

県指定史跡の解除について

教 育 文 化 課

国史跡指定に伴う県指定史跡「ドイツ兵の慰霊碑」の解除について

文化財の保護に関する条例（昭和32年3月29日徳島県条例第23号）第36条第2項では、県指定の史跡名勝天然記念物について、国の史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該県指定は、解除されたものとする規定されている。

この度、平成30年10月15日付け文部科学省告示第189号により、「板東俘虜収容所跡」が国史跡に指定された。同史跡には、平成19年2月16日徳島県教育委員会告示第3号により県指定史跡に指定した「ドイツ兵の慰霊碑」が含まれている。

よって、文化財の保護に関する条例第36条第2項の規定により、次の県指定史跡の県指定を解除されるものである。

（解除される史跡）

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
史跡	ドイツ兵の慰霊碑	1件 76.25㎡	鳴門市大麻町桧字丸山 26-1、字尾山谷13-2	鳴門市

〈参考〉

文化財の保護に関する条例（抜粋）

第六章 県指定史跡名勝天然記念物

（解除）

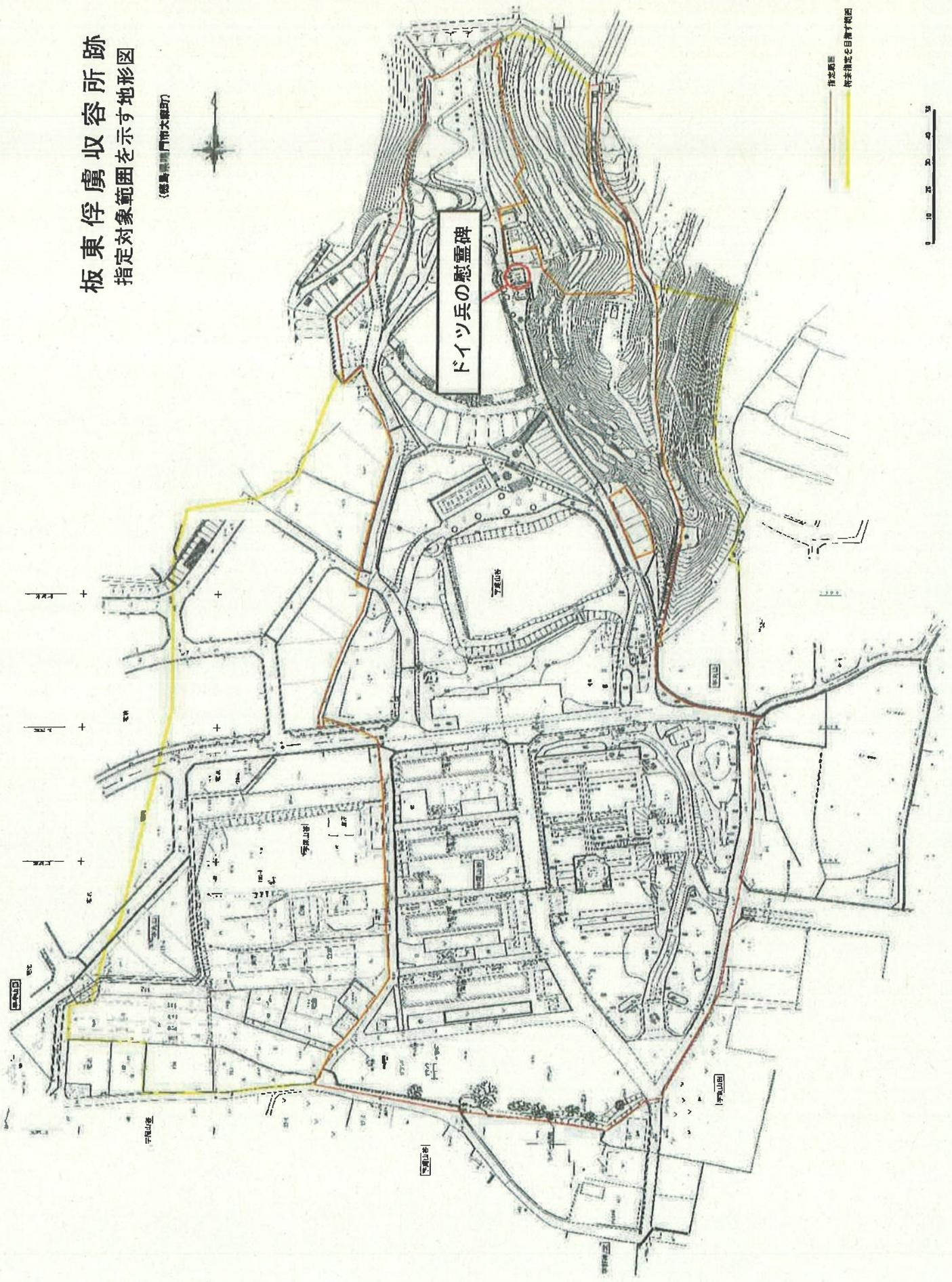
第三十六条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物について法第百九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第一項の規定による指定の解除には、第九条第二項および第五項の規定を、前項の場合には、第九条第四項および第五項の規定を準用する。

板東俘虜收容所跡 指定対象範囲を示す地形図

(徳島県板東町大字板東町)



ドイツ兵の慰霊碑

指定範囲
指定対象範囲





ドイツ兵の慰霊碑 現況写真

